

居宅介護支援事業所リーフ神辺運営規程

社会福祉法人 緑寿会

居宅介護支援事業所リーフ神辺運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人緑寿会(以下「事業者」という。)が開設する居宅介護支援事業所リーフ神辺(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態にある高齢者(以下「利用者」という。)に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。また、市町、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保健施設等との連携に努めるものとする。

(事業所名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護支援事業所リーフ神辺
- (2) 福山市神辺町川北 1482 番地

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 介護支援専門員 2名(常勤 管理者兼務1名、常勤1名)

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の運営日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし日曜日、年末年始(12/31～1/3)を除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時45分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

第4章 同意と契約

(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第6条 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結する。

(受給資格等の確認)

第7条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

第5章 サービスの提供

(指定居宅介護支援の提供方法)

第8条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| (1) 利用者の相談を受ける場所 | 事業所の面接室又は利用者の居宅等 |
| (2) 使用する課題分析票の種類 | 全社協版及び事業所独自で作成したもの |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | 事業所の面接室、利用者の自宅、
利用者の主治医の病院等 |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 1回／月(最低月1回及び必要時・随時) |

(指定居宅介護支援の内容)

第9条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要介護認定等の申請に係る援助
- (2) 居宅サービス計画の作成と実施状況を把握

- (3) 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整
- (4) その他の便宜の提供
(サービスの取り扱い方針)

第10条 介護支援専門員は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、サービス調整を行う。

- 2 指定居宅介護支援を提供するに当たって、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 3 指定居宅介護支援を提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たってのサービス事業者の選択について、利用者又はその家族の希望を踏まえつつ、公正中立に行う。
- 5 事業者及び従業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

(利用料その他の費用の額)

第11条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 事業所の通常の事業の実施地域は、福山市の区域とする。

第6章 従業者の服務規程と質の確保

(従業者の服務規程)

第13条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(個人情報の保護)

第14条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持することを厳守する。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、利用者よりサービス提供に関わる記録の開示等を求められた場合には、個人情報に関する基本規則等に基づき、その記録の閲覧を供する等適切に対応することとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村へ通報するものとする。

第7章 その他

(勤務体制)

第16条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 従業者は、身分を証する書類を携行し、訪問時又は必要に応じて提示する。

(記録の整備)

第17条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(苦情処理)

第18条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町からの文書の提出・提示を求め、又は市町職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、介護支援専門員の質的向上をはかるため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 福山地域及び府中地域介護支援専門員連絡会議の研修
- (2) 社会福祉協議会が開催する研修
- (3) その他の研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人緑寿会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2004年 1月 1日から施行する。

この規程は、2007年 4月 19日から施行する。

この規程は、2008年 4月 1日から施行する。

この規程は、2008年 9月 1日から施行する。

この規程は、2009年 3月 16日から施行する。

この規程は、2009年11月 1日から施行する。

この規程は、2010年 5月 1日から施行する。

この規程は、2011年 3月 1日から施行する。

この規程は、2011年10月 1日から施行する。

この規程は、2012年 6月 1日から施行する。

この規程は、2012年11月 1日から施行する。

この規程は、2012年12月 1日から施行する。
この規程は、2014年 4月 1日から施行する。
この規程は、2014年 4月 22日から施行する。
この規程は、2015年 7月 17日から施行する。
この規程は、2015年 8月 1日から施行する。
この規程は、2016年10月 1日から施行する。
この規程は、2017年 5月 1日から施行する。
この規程は、2019年 4月 1日から施行する。
この規程は、2021年 12月 1日から施行する。

